

東京都公安委員会規程第1号

東京都公安委員会における情報セキュリティに関する規程を次のように定める。

令和8年3月10日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

東京都公安委員会における情報セキュリティに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する情報の機密性、完全性及び可用性を確保するための基本的事項を定め、もって公安委員会における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 機密性 情報を利用できる権限を有する者だけが利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報の処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報を利用できる権限を有する者が必要なときに利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報について、機密性、完全性、及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 警視庁が設置する情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
 - ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）
 - イ 警察情報システムから出力された情報
 - ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって公安委員会が取り扱うもの
 - エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(管理対象情報の分類)

第3条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて機密性、完全性又は可用性の区分ごとに、それぞれ高、中又は低に分類し、その分類に応じた対策に従い、適正に管理しなければならない。

(公安委員会の委員の責務)

第4条 公安委員会の委員は、警察情報システム及び管理対象情報を適切に取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ対策等)

第5条 公安委員会の運営に関して、警察情報システムにより情報を取り扱う場合は、この規程に定めるもののほか、警視総監が行う情報セキュリティの維持の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。